

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月

国立大学法人 静岡大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	5
	領域2 内部質保証に関する基準	11
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	25
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	32
	領域5 学生の受入に関する基準	37
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	45
	基準の判断 総括表	45
	人文社会科学部	46
	教育学部	49
	情報学部	52
	理学部	55
	工学部	58
	農学部	61
	人文社会科学研究科	64
	教育学研究科	67

総合科学技術研究科	80
光医工学研究科	83
自然科学系教育部	86
地域創造学環	89

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 静岡大学
- (2) 所在地 静岡県静岡市
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	人文社会科学部、教育学部、情報学部、理学部、工学部、農学部、地域創造学環
大学院課程	人文社会科学研究科、教育学研究科、総合科学技術研究科、光医工学研究科、自然科学系教育部

- (4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数	学部8,558人、大学院1,560人
教員数	専任教員数：567人（学士課程）、656人（修士課程）、37人（専門職学位課程）

2 大学等の目的

◎国立大学法人静岡大学学則 第1条(目的・使命)

国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）は、学術・文化の研究並びに教育の機関として、広く一般的教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、平和的な国家及び社会における有為な人材を育成し、その教授研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを目的・使命とする。

◎静岡大学の理念と目標(大学ウェブサイト <https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/pdf/manifesto.pdf>)

理念「自由啓発・未来創成」

静岡大学は、旧制の静岡高等学校、静岡第一師範学校、静岡第二師範学校、静岡青年師範学校、浜松工業専門学校（旧浜松高等工業学校）の統合（1949年）と静岡県立農科大学の移管（1951年）を経て誕生しました。統合前の前身校では、いずれも大正デモクラシー下の自由な社会の雰囲気背景として、学生の主体性に重きをおく教育方針がとられました。なかでも浜松高等工業学校では、「自由啓発」という理念のもと、学生たちを試験や賞罰によって縛るのではなく、できる限り自由な環境のなかに置き、ひとり一人の個性を尊重することを通してその才能を発揮させることをめざす教育が行われました。

この理念は、教育だけでなく、なにごとにもとらわれない自由な発想に基づく独創的な研究、相互啓発的な社会との協働に不可欠であり、時代を越えて受け継がれるべきものです。静岡大学の学生・教職員は、このような認識の下で、教育、研究、社会連携・産学連携、国際連携の柱として、「自由啓発」の理念を引き続き高く掲げ、共に手を携えて地域の課題、さらには地球規模の諸問題に果敢にチャレンジするとともに、人類の平和と幸福を絶えず追求し、希望に満ちた未来を創り出す「未来創成」に全力を尽くします。

静岡大学は、以上のような意味での「自由啓発・未来創成」の理念のもと、静岡県に立地する総合大学として、地域の豊かな自然と文化に対する敬愛の念をもち、質の高い教育、創造的な研究による人材の育成を通して、人類の未来と地域社会の発展に貢献していきます。

教育の目標

- 多様な文化と価値観を尊重する豊かな人間性とチャレンジ精神を有し、高い専門性と国際感覚を備えた、人類の未来と地域社会の発展に貢献できる人材を育成します。
- 上記の人材を育成するために、国際水準の質の高い教育を行うとともに、学生・教職員の協働のもと、学生が主体的・能動的に学習する教育を推進し、さらに、学生が地域づくりの一員として、自由闊達に地域の人々と交流し、学びあい、地域課題の解決に向け連携・協働する取組を進めます。

研究の目標

- 真理を探究する基礎研究から技術開発や課題解決のための応用研究にわたる独創的な研究を推進し、研究成果を国際社会や地域社会及び産業界に還元することにより、人類の知及び学術文化の継承と発展に貢献します。
- 地域の知の拠点として、多様な研究を通して地域社会の発展に貢献するとともに、世界をリードする研究に取り組み、研究上の強みと特色のある分野では世界的研究拠点の形成を目指します。

社会連携・産学連携の目標

- 社会の中の一員として、社会に開かれた教育研究を推進するとともに、社会が直面する課題に協働して取り組み、成果の発信と共有及び知と価値の共創を通して社会に貢献します。
- 地域社会と学生・教職員が相互に啓発しあう関係を構築するとともに、地域との協働による課題解決を通して、地域社会の価値の創造と持続的な発展に貢献します。
- 地域イノベーションをリードする人材の育成や産官学連携による共同研究、ベンチャー企業の活動支援等を通して、地域の新産業・雇用の創出に貢献します。

国際連携の目標

- 諸外国と学生・教職員の幅広い交流や留学生の積極的な受入れを通して、グローバルに活躍できる人材を育成し、大学の国際化を推進します。
- 地域社会に根ざした国際連携を推進し、地域と手を携えながら、地域社会とアジア、そして世界とをつなぐ、人や文化・産業の橋渡しの役目を果たします。

大学運営の目標

- 「自由啓発・未来創成」の理念のもと、教育、研究、社会連携・産学連携、国際連携の目標を達成するため、経営基盤の効率化と適正化を図り、学問研究の自由を尊重した透明性の高い大学運営を行います。また、国立大学としての社会的役割を果たすため、学生・教職員が持てる力を十分に発揮できる環境の維持に努めるとともに学内外からの意見や批判を積極的に受け止め、社会に開かれた大学を目指します。

◎静岡大学の「地域志向大学」宣言(大学ウェブサイト <https://www.shizuoka.ac.jp/outline/pdf/manifesto.pdf>)

静岡大学は、「自由啓発・未来創成」の理念に基づき、社会の中の一員として、社会に開かれた教育研究を推進するとともに、社会が直面する課題に協働して取り組み、成果の発信と共有及び知と価値の共創を通して社会に貢献します。

また、知(知)の拠点として、地域社会と学生・教職員が相互に啓発しあう関係を構築するとともに、地域との協働による課題解決を通して、地域社会の価値の創造と持続的な発展に貢献します。

このため、以下の方針を本学の学生・教職員、そして何より地域の皆様と共有し、地域を志向した大学改革を推進することを、学長としてここに宣言します。

1. 地域の多様な人々との連携・協働により、全学学士課程横断型プログラムである「地域創造学環」をはじめ全学的に地域志向教育を充実させ、地域を創生する人材を育成します。

2. 学生が地域づくりの一員として、自由闊達に地域の人々と交流し、学びあい、地域課題の解決に向け連携・協働する取組を進めます。

3. 地域イノベーションをリードする人材の育成や産官学金連携による共同研究、ベンチャー企業の活動支援等を通して、地域の新産業・雇用の創出や学術文化の発展に貢献します。

4. 地域社会に根ざした国際連携を推進し、「アジアブリッジプログラム(ABP)」を中心として、地域社会とアジア、そして世界とをつなぐ、人や文化・産業の橋渡しの役目を果たします。

3 特徴

静岡大学は、旧制の静岡高等学校、師範学校、浜松工業専門学校等を母体に昭和24年に新制大学として設置され、その後、県立静岡農科大学の移管、静岡・浜松両キャンパスへの統合移転、学部や教養部等の改組・拡充が図られ、平成7年に現行の6学部体制となった。その後、平成16年の国立大学法人化を経て、平成28年には従来の学部の枠組みを超えた教育プログラムとして地域創造学環を設け、現在は6学部1教育プログラムを持つ総合大学となっている。

最近では、より魅力的な地域社会の創造に取り組むことができる人材の育成と地元定着に向けて、地域創造学環で地域をフィールドとした課題解決に向けた実践的な学びの推進に注力している。

リカレント教育にも積極的に取り組んでおり、「ふじのくに防災フェロー養成講座」では、地域の災害関係実務従事者を対象に、災害発生後の対応のみならず、事前予防のための災害特性の理解や災害に関する科学的情報の読み取り方を含めた実践的な応用力を修得するためのプログラムを展開している。2010年度から2019年度までの10年間で100名に「ふじのくに防災フェロー」の称号を授与し、防災対策のスペシャリストとして活躍している。

さらに、長年、光科学と光産業の発展をリードしてきた浜松地域の実績を活かし、平成30年4月に浜松医科大学との共同の教育課程として「光医工学共同専攻」を設置した。光医工学という融合的な新分野で、革新的な光技術の創造や健康医療産業におけるイノベーションを起こせる人材の育成を推進している。

グローバル化への対応として、静岡県内で国際展開をする企業及び自治体と連携し、静岡とアジア諸国の架け橋として活躍できる中核人材の育成を目指す「アジアブリッジプログラム(ABP)」を展開し、これまでに128名の卒業生・修了生を輩出した。

令和元年度には年間269件、金額にして4.6億円規模の共同研究が行われている。グリーン科学技術研究所では、島田市での温泉付随メタンガスによる発電や、静岡商工会議所との植物環境ストレス耐性向上資材の開発などが既に社会実装され、平成29年度に開設された静岡県からの寄附講座「ふじのくにCNF(セルロースナノファイバー)寄附講座」では、令和元年度に静岡県富士工業技術支援センター内に静岡大学CNFサテライトオフィスを開設し、技術相談等81件に対応するなど、静岡県内の産業界との連携が進んでいる。

令和2年4月に設立された「未来社会デザイン機構」ではSDGsに関する取組を推進しており、静岡市・由比漁協・東京海洋大学と連携して、駿河湾のサクラエビ不漁問題解決に向けた生態系と海洋環境の科学的調査の研究により、原因究明を行うことで、静岡における重要な資源と産業を守る役割を担っている。

◎教育の特徴

(1) 幅広く深い教養と基礎的能力、高い専門性の育成

共通教育と専門教育の有機的連携を図り、幅広く深い教養とそれを踏まえた専門知識・技術の修得を目指すとともに、今日の知の創造に不可欠な基礎的実践能力(外国語能力、情報活用能力、プレゼンテーション能力等)を備える地域に根ざした真のグローバル人材の育成を目的とする教育を展開している。

(2) 地域と連携した理工系イノベーション人材の育成

大学院課程において、社会のニーズに即したカリキュラムの編成の下、企業や自治体、教育界等と協働した実践的教育を推進することにより、課題探求・解決能力を有し、かつ、社会性と国際性を備えた理工系イノベーション人材の育成に取り組んでいる。

(3) グローバル人材の育成

教育の国際化を進めるため、外国語教育、国際関連講義、英語による講義、外国人研究者による講演等の充実に取り組むとともに、産業界との連携の下、地域企業の海外展開を支えるグローバル人材を育成する全学横断型のアジアブリッジプログラム(ABP)を実施している。

◎研究の特徴

(1) 研究組織の整備と世界トップクラス研究の推進

世界トップクラスの研究拠点の形成を目指して、電子工学研究所、グリーン科学技術研究所の2研究所を設置し、さらに、超領域研究推進本部の下に全学体制で重点研究3分野(光応用・イメージング、環境・エネルギーシステム、グリーンバイオ科学)の高度な研究を推進している。

(2) 地域社会と連携したプロジェクト研究の推進

浜松医科大学、光産業創成大学院大学、浜松ホトニクス(株)及び本学の4機関連携の下、「国際科学イノベーション拠点整備事業」を進めるとともに、地域特性を活かした社会文化に関わる研究や地域課題解決のための研究を推進している。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 平成28年度開設 情報学部行動情報学科 設置計画の概要（別添2の1）		
	1-1-1-02 平成28年度開設 農学部生物資源科学科及び応用生命科学科 設置計画の概要（別添2の1）		
	1-1-1-03 平成30年度開設 光医工学研究科光医工学共同専攻 基本計画書 別記様式第2号（その1の2、その1の1）		
	1-1-1-04 令和02年度開設 教育学研究科教育実践高度化専攻 基本計画書 別記様式第2号（その1の1）		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料 1-1-1-05 愛知教育大学大学院教育学研究科・静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻に関する協定書		
	1-1-1-06 共同教育課程による博士後期課程の設置に関する協定書（写） 光医工学研究科		
	1-1-1-07 愛知教育大学と静岡大学の共同教科開発学専攻連絡協議会規程		
	1-1-1-08 静岡大学と浜松医科大学の光医工学共同専攻協議会規程		
	1-1-1-09 令和2年度共同教科開発学専攻行事予定		
1-1-1-10 令和2年度光医工学共同専攻委員会・協議会開催日			

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

【情報学部行動情報学科】
 「文工融合」の理念のもとに、幅広い情報学領域の教育を進めてきた情報学部では、平成16年以降、情報科学科から選択できる計算機科学プログラム、情報社会学科から選択できる情報社会デザインプログラム、両学科の学生が選択できる情報システムプログラムからなる2学科3プログラム制を実施してきた。しかし近年ではIT人材が大きく不足し、特に大量・高精度なデータの中から有益な情報を読み取るデータアナリスト、複雑化する情報システムの総合的なデザインができる人材、また情報システムの開発工程をマネジメントできる人材、企業・組織の意思決定に必要な情報をマネジメントできる人材が、広く社会や企業から切望されている。こうした状況に対応するため、これまでの特に情報システム設計を担ってきた情報システムプログラムを軸にその内容を大きく拡大させ、「行動情報学科」を開設することで、このような教育ニーズに応えていくこととした。

【農学部生物資源科学科、応用生命科学科】
 農学部の改組前の3学科（共生バイオサイエンス学科、応用生物化学科、環境森林科学科）は、農学という伝統的な学問体系の延長上に配置された教育組織であり、農地環境、森林環境、農芸化学という、それぞれの教育対象、教育方法によって分類された教育プログラムが構築され運用されてきたが、社会構造や人口動態の変化、科学技術の急速な発展とそれに伴う資源・エネルギー・地域および地球環境の問題が日々増大する中で、旧来の学科による教育では対応しきれない側面が多々発生しつつあった。そこで、農林業産物である生物資源の安定供給及びその利活用に関する知識・技術を身に付けた地域人材の育成を主なミッションとする「生物資源科学科」と、日々進展する科学技術をベースに必ずしも地域にしばられない技術開発を担う高度理工系人材の育成をミッションとする「応用生命科学科」の2学科に再編し、今後の社会の要請に見合った人材育成を進めることとした。

<p>【光医工学研究科】 近年の医療の高度化に伴い、新しい医療機器の開発現場に求められる医学と電子工学に精通した人材育成の必要性が急速に高まっている。そのような医療応用分野では、光に関する技術が既に多く用いられ、将来的な発展にも欠かせない。また浜松は、光を用いた研究や開発に多くの成果をあげている機関や企業が集まり、長年光科学と光産業の発展をリードしてきた。その中で、静岡大学は先進的イメージングテクノロジーを中心とした光・電子工学の分野で、また浜松医科大学は他には例のない光の医学応用を推進する光医学の分野で、世界最先端の研究成果をあげてきた。 以上のようなニーズと地域の特性から、静岡大学と浜松医科大学は、両大がもつ光・電子工学と光医学の優れた教育研究実績・環境を連携させた共同教育課程（博士課程）「光医工学共同専攻」を設置することにより、両分野を融合させた「光医工学」分野の高度専門人材の育成に取り組むこととした。</p>				
<p>【教育学研究科教育実践高度化専攻】 静岡大学教育学研究科の修士レベルは、改組前は、教育実践高度化専攻（教職大学院）と学校教育研究専攻（修士課程）の2専攻で構成されていた。 改組前の教職大学院は、新しい学校づくりの有力な担い手となる新人教員、及び高度な実践的指導力を備えた中核的な中堅教員の養成を教育目標として設置され、理論と実践を往還させたカリキュラムを開発し、高度な実践的指導力を備えた教員の養成・研修に取り組んできた。一方で、学部との一貫性や教科領域の学習ニーズへの対応、また新しい教育課題への対応、附属学校園との連携等の点で、さらなる充実と発展が求められていた。 以上を踏まえ、新たな時代の教育に求められる人材を養成するために、現行の修士課程で長年積み重ねてきた教育資源を活かしつつ、教職大学院の一層の充実と発展を目指して、修士課程を移行して一本化した新たな「教育実践高度化専攻」を設置することとした。</p>				
<p>【分析項目1-1-1】 愛知教育大学と静岡大学の共同教科開発学専攻連絡協議会は、「1-1-1-09_令和2年度共同教科開発学専攻行事予定」の予定表に従って、開催日程の変更なく実施された。</p>				
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p>				
<table border="1" style="width:100%; height:60px;"> <tr> <td style="width:40%;"></td> <td style="width:40%;"></td> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%;"></td> </tr> </table>				
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>				
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>				
<p>【改善を要する事項】</p>				

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組1-2-A] 教員採用の際の無意識なバイアスを減らすことを目的に、選考過程において、選考前に採用に関わる教員は無意識なバイアスについて学ぶとともに、採用時にレポートを作成し、男女共同参画推進室に提出を義務付けるというダイバーシティレポート制度を創設した。本制度は、平成30年度からの試行実施を経て、令和2年度から正式に制度化している。本制度は、女性が次の選考段階に進めなかった場合、その理由について業績及び資格等に関わる評価における同等性のあり方等の観点からレポートを作成することになっており、全学の教職員採用時において、これが義務付けられている。また、提出されたレポートをもとに、女性教員採用加速に結びつける施策を考えることとしている。	1-2-A-01 (2020年度)ダイバーシティレポート制度(女性研究者採用促進)実施要項		
	1-2-A-02 (2020年度)ダイバーシティレポート(女性研究者採用促進)(様式)		
	1-2-A-03 ダイバーシティレポート制度の制定について【会議資料】(非公表)	非公表	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人静岡大学学則	第4条、第5条、第13条の2	
	1-3-1-02 静岡大学大学院規則	第3条、第3条の2	
	1-3-1-03 静岡大学全学人事管理委員会規則	第3条	
	1-3-1-04 静岡大学学術院規則	第4条、第6条	
	1-3-1-05 静岡大学学術院領域会議規則	第3条	
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人静岡大学学則	第4条、第5条、第13条の2、第15条	再掲
	1-3-1-02 静岡大学大学院規則	第3条、第3条の2、第41条	再掲
	1-3-1-04 静岡大学学術院規則	第7条	再掲
	・ 責任者の氏名が分かる資料		
	1-3-1-06 静岡大学役職員（国立大学法人静岡大学2021概要抜粋）	P.9-10	
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 教授会等の組織構成図、運営規定等		
	1-3-2-01 静岡大学教授会通則		
	1-3-2-02 静岡大学人文社会科学部教授会規則		
	1-3-2-03 静岡大学人文学部総務委員会規程		
	1-3-2-04 静岡大学教育学部教授会規則		
	1-3-2-05 静岡大学教育学部教授会代議員会に関する内規		
	1-3-2-06 静岡大学情報学部教授会規則		
	1-3-2-07 静岡大学情報学部総務委員会要項		
	1-3-2-08 静岡大学理学部教授会規則		
	1-3-2-09 静岡大学理学部運営委員会要項		
1-3-2-10 静岡大学工学部教授会規則			

	1-3-2-11 静岡大学工学部代議員会に関する内規		
	1-3-2-12 静岡大学農学部教授会規則		
	1-3-2-13 静岡大学農学部教授会代議員会規程		
	1-3-2-14 静岡大学大学院人文社会科学部研究科教授会規則		
	1-3-2-15 静岡大学大学院教育学研究科教授会規則		
	1-3-2-16 静岡大学大学院総合科学技術研究科教授会規則		
	1-3-2-17 静岡大学大学院総合科学技術研究科教授会代議員会規則		
	1-3-2-18 静岡大学大学院総合科学技術研究科専攻会議規則		
	1-3-2-19 静岡大学大学院総合科学技術研究科理学専攻運営委員会要項		
	1-3-2-20 静岡大学大学院総合科学技術研究科工学専攻会議代議員会に関する内規		
	1-3-2-21 総合科学技術研究科農学専攻会議代議員会規程		
	1-3-2-22 静岡大学大学院光医工学研究科教授会規則		
	1-3-2-23 静岡大学創造科学技術大学院教授会規則		
	1-3-2-24 静岡大学大学院自然科学系教育部教授会規則		
	1-3-2-25 静岡大学大学院創造科学技術研究部教授会規則		
	1-3-2-26 静岡大学地域創造学環運営会議規則		
[分析項目 1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 組織構成図、運営規定等		
	1-3-3-01 国立大学法人静岡大学教育研究評議会規則		
	1-3-3-02 静岡大学企画戦略会議規則		
	1-3-3-03 静岡大学全学教育基盤機構会議規則		
	1-3-3-04 静岡大学全学教務委員会規則		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目1-3-1] 本学では、教員人事と教員の教育研究組織への配置を計画的かつ柔軟に行い、高度で持続可能な教育研究を推進することを目的として、学術院を置き、教員を学術院に所属させている。教員は、教育研究組織の業務のうち、いずれか一つを主担当としてその業務を担うこととしており、必要に応じて、副担当として主担当以外の教育研究組織の業務の一部を担うことができる制度をとっている。新規採用教員は、全学人事管理委員会において主担当・副担当となる教育研究組織などを審議した上で公募を行うため、募集開始時点で教育研究組織への配置が決定している。その他教員の教育研究組織への教員配置変更は、各領域の領域会議等で審議され、全学人事管理委員会にて報告することとなっている。</p>			
<p>[分析項目1-3-2] 人文社会科学部は、平成24年度に「人文学部」から名称変更した。人文社会科学部の下に置かれる総務委員会の規程は、「静岡大学人文学部総務委員会規程」となっているが、「人文学部」を「人文社会科学部」と読み替えて運用している。 教育学部では、教授会を毎月1回開催することとしているが、新型コロナウイルス感染症対策として当会審議事項を代議員会に委嘱したため、令和2年度は1回の開催となった。 情報学部では、教授会の下に置かれる情報学部総務委員会を通常月2回の頻度で開催することとしている。 理学部では、教授会を原則1か月に1回開催されることとしているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により運営委員会への委嘱を行うなどしたため、結果的に4回の開催となった。 工学部では、教授会を原則月1回の頻度で開催することとしている。 人文社会科学研究科では、教授会を原則月1回の頻度で開催することとしている。 教育学研究科では、教授会を原則毎月1回開催することとしている。 総合科学技術研究科では、修了判定に関する審議事項がある際に教授会を開催している。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みて、当会審議事項を代議員会に委嘱し、臨時代議員会を開催した。また、総合科学技術研究科教授会下に置かれる代議員会は原則月1回開催することとしている。総合科学技術研究科情報学専攻では、情報学専攻会議を原則月1回開催することとしている。総合科学技術研究科理学専攻では、理学専攻会議を原則月1回の頻度で開催することとしているが、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、別途、専攻会議下に置く理学専攻運営委員会で13回の審議を行った。総合科学技術研究科工学専攻では、専攻会議を原則月1回の頻度で開催することとしている。総合科学技術研究科農学専攻では、専攻会議を原則月1回の頻度で開催することとしている。 光医工学研究科では、教授会を原則月に1回開催することとしている。 本学では静岡大学大学院規則第3条の2に基づき、教育組織として自然科学系教育部を、研究組織として創造科学技術研究部を置いており、それらを「創造科学技術大学院」と称している。創造科学技術大学院では、創造科学技術大学院教授会、自然科学系教育部教授会及び創造科学技術研究部教授会を原則月に1回、同日に開催することとしている。</p>			
<p>[分析項目1-3-3] 教育研究評議会、企画戦略会議、全学教務委員会は、規定上で開催頻度を定めていないが、原則月1回となるように開催日程を決めている。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 静岡大学における内部質保証に関する方針		
	2-1-1-02 静岡大学における内部質保証に関する方針（令和3年6月16日改正）		
	2-1-1-03 静岡大学内部質保証体制図		
	1-3-1-01 国立大学法人静岡大学学則	第2条	再掲
	1-3-1-02 静岡大学大学院規則	第2条	再掲
	2-1-1-04 国立大学法人静岡大学役員会規則	第3条（4）	
	2-1-1-05 役員会に関する申合せ		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・ 明文化された規定類		
	1-3-1-01 国立大学法人静岡大学学則		再掲
	1-3-1-02 静岡大学大学院規則		再掲
	2-1-1-01 静岡大学における内部質保証に関する方針	3.	再掲
	2-1-1-02 静岡大学における内部質保証に関する方針（令和3年6月16日改正）	3.	再掲
	2-1-2-01 静岡大学自己点検・評価に関する実施要項	2.	
	2-1-2-02 静岡大学自己点検・評価に関する実施要項（令和3年6月4日改正）	2.	
	2-1-2-03 静岡大学における教育等の内部質保証に関する自己点検・評価要項	2. 3. 【A教育】	
	2-1-2-04 静岡大学全学教育基盤機構規則	第3条第1項 （5） 第8条第1項 （4）	
	2-1-2-05 静岡大学全学教育内部質保証規則		

	<ul style="list-style-type: none"> ・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。） 2-1-2-06 愛知教育大学大学院・静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻に係る教育研究活動の状況報告書（令和3年5月） 2-1-2-07 静岡大学大学院光医工学研究科・浜松医科大学大学院医学系研究科共同教育課程（博士課程）光医工学共同専攻に係る全体としての教育研究活動の状況報告書 		
<p>[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） 		
	2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	<ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 		
	2-1-1-01 静岡大学における内部質保証に関する方針	3. 別表	再掲
	2-1-1-02 静岡大学における内部質保証に関する方針（令和3年6月16日改正）	3. 別表	再掲
	2-1-2-04 静岡大学全学教育基盤機構規則	第3条	再掲
	1-3-3-03 静岡大学全学教育基盤機構会議規則	第2条	再掲
	2-1-3-01 静岡大学国際連携推進機構規則	第3条	
	2-1-3-02 静岡大学国際連携推進機構会議規則	第2条	
	2-1-3-03 静岡大学情報基盤機構規則	第3条	
	2-1-3-04 静岡大学情報戦略委員会規則	第3条	
	2-1-3-05 静岡大学附属図書館委員会規則	第4条	
2-1-3-06 静岡大学施設・環境マネジメント委員会規則	第2条		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目2-1-1]～[分析項目2-1-3] 「静岡大学における内部質保証に関する方針」「静岡大学自己点検・評価に関する実施要項」について、基準日である令和3年5月1日以降、提出期限の6月30日までに方針と要項の改正を行ったため、基準日時点での規定類と改正後の規定類を添付した。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 静岡大学における内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-1-02 静岡大学における内部質保証に関する方針（令和3年6月16日改正）		再掲
	2-1-2-01 静岡大学自己点検・評価に関する実施要項		再掲
	2-1-2-02 静岡大学自己点検・評価に関する実施要項（令和3年6月4日改正）		再掲
	2-1-2-03 静岡大学における教育等の内部質保証に関する自己点検・評価要項		再掲
	2-2-1-01 令和3年度教育の質保証点検チェックリスト（様式）		
	2-2-1-02 組織評価に関する実施要項	第8、第10	
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-03 静岡大学における教育等の内部質保証に関する自己点検・評価要項	3【A教育】	再掲
	2-2-1-01 令和3年度教育の質保証点検チェックリスト（様式）		再掲
	2-2-1-02 組織評価に関する実施要項	第8、第10	再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 静岡大学自己点検・評価に関する実施要項	2. 4. 5.	再掲
	2-1-2-02 静岡大学自己点検・評価に関する実施要項（令和3年6月4日改正）	2. 4. 5.	再掲
	2-2-3-01 静岡大学における留学生受入及び留学支援等の内部質保証に関する自己点検・評価要項		
	2-2-3-02 静岡大学における情報基盤の内部質保証に関する自己点検・評価要項		
	2-2-3-03 静岡大学附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項		
	2-2-3-04 静岡大学における施設管理運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項		
	2-1-2-03 静岡大学における教育等の内部質保証に関する自己点検・評価要項		再掲

<p>[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること</p>	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 静岡大学自己点検・評価に関する実施要項	2. (4)	再掲
	2-1-2-02 静岡大学自己点検・評価に関する実施要項（令和3年6月4日改正）	2. (4)	再掲
	2-1-2-03 静岡大学における教育等の内部質保証に関する自己点検・評価要項	5. (2)	再掲
	2-2-3-01 静岡大学における留学生受入及び留学支援等の内部質保証に関する自己点検・評価要項	5. (2)	再掲
	2-2-3-02 静岡大学における情報基盤の内部質保証に関する自己点検・評価要項	5. (2)	再掲
	2-2-3-03 静岡大学附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項	5. (2)	再掲
	2-2-3-04 静岡大学における施設管理運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項	5. (2)	再掲
	2-2-4-01 学生授業アンケート実施要項		
	2-2-4-02 学びの実態調査実施要項		
	2-2-4-03 学びの実態調査実施要項別紙		
	2-2-4-04 学生等による評価に関する基本方針		
	2-2-4-05 学生等による評価に関する実施要項		
	2-2-4-06 新入生へのアンケート調査実施要項		
	2-2-4-07 新入生へのアンケート設問（非公表）	非公表	
	2-2-4-08 静岡大学附属図書館利用学生モニターの設置について		
	2-2-4-09 学生寮自治会からの要望書（令和2年6月・12月）（非公表）	非公表	
	2-2-4-10 学生寮自治会からの要望書への回答（令和2年6月・12月）		
2-2-4-11 就職ガイダンスアンケート（令和2年6月25日実施分）			
2-2-4-12 交換留学 帰国後アンケート Survey（平成30年度）			
2-2-4-13 ABP留学生アンケート（入学時：学士・修士、卒業時）			
2-2-4-14 BEVIの設問による質問			

<p>[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	・ 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 静岡大学における内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-1-02 静岡大学における内部質保証に関する方針（令和3年6月16日改正）		再掲
	2-1-2-01 静岡大学自己点検・評価に関する実施要項	3. 4.	再掲
	2-1-2-02 静岡大学自己点検・評価に関する実施要項（令和3年6月4日改正）	3. 4.	再掲
	2-1-2-03 静岡大学における教育等の内部質保証に関する自己点検・評価要項	5.（1）	再掲
	2-2-3-01 静岡大学における留学生受入及び留学支援等の内部質保証に関する自己点検・評価要項	5.（1）	再掲
	2-2-3-02 静岡大学における情報基盤の内部質保証に関する自己点検・評価要項	5.（1）	再掲
	2-2-3-03 静岡大学附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項	5.（1）	再掲
	<p>[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	・ 実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）	
2-2-6 実施の責任主体一覧			
・ 明文化された規定類			
2-1-1-01 静岡大学における内部質保証に関する方針			再掲
2-1-1-02 静岡大学における内部質保証に関する方針（令和3年6月16日改正）			再掲
2-1-2-01 静岡大学自己点検・評価に関する実施要項		3. 4.	再掲
2-1-2-02 静岡大学自己点検・評価に関する実施要項（令和3年6月4日改正）		3. 4.	再掲
2-1-2-03 静岡大学における教育等の内部質保証に関する自己点検・評価要項		6.	再掲
2-2-3-01 静岡大学における留学生受入及び留学支援等の内部質保証に関する自己点検・評価要項		6.	再掲
2-2-3-02 静岡大学における情報基盤の内部質保証に関する自己点検・評価要項		6.	再掲
2-2-3-03 静岡大学附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項		6.	再掲
2-2-3-04 静岡大学における施設管理運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項		6.	再掲

<p>[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 静岡大学における内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-1-02 静岡大学における内部質保証に関する方針（令和3年6月16日改正）		再掲
	2-1-2-01 静岡大学自己点検・評価に関する実施要項	3. 4.	再掲
	2-1-2-02 静岡大学自己点検・評価に関する実施要項（令和3年6月4日改正）	3. 4.	再掲
	2-1-2-03 静岡大学における教育等の内部質保証に関する自己点検・評価要項	6.	再掲
	2-2-3-01 静岡大学における留学生受入及び留学支援等の内部質保証に関する自己点検・評価要項	6.	再掲
	2-2-3-02 静岡大学における情報基盤の内部質保証に関する自己点検・評価要項	6.	再掲
	2-2-3-03 静岡大学附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項	6.	再掲
2-2-3-04 静岡大学における施設管理運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項	6.	再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目2-2-1] [分析項目2-2-3] ~ [分析項目2-2-7] 「静岡大学における内部質保証に関する方針」「静岡大学自己点検・評価に関する実施要項」について、基準日である令和3年5月1日以降、提出期限の6月30日までに方針と要項の改正を行ったため、基準日時点での規定類と改正後の規定類を添付した。</p>			
<p>[分析項目2-2-1] [分析項目2-2-2] 「組織評価に関する実施要項」に基づき実施される組織評価は、「静岡大学における教育等の内部質保証に関する自己点検・評価要項」5(1)において、その結果を教育等の自己点検・評価の実施において適宜活用することとしている。</p>			
<p>[分析項目2-2-4] 全体的な学生支援に対する意見聴取は、全学的に実施する「学びの実態調査」において行っている。この調査では網羅できない事業ごとの個別の内容については、実施時期（頻度）、実施主体、意見聴取内容は規定等で定めていないが、アンケート等により意見聴取を行っている。そのため、意見聴取の内容がわかるよう、評価方法を規定する規定類として実際に意見聴取を行った際の設問等を添付した。 学生受入における留学生（ABP）への意見聴取についても、規定等で定めていないため、同様の対応をしている。なお、ABP（アジアブリッジプログラム）とは、本学が提供する留学生の教育プログラムの名称である。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01 令和2年度各学部・研究科等における教育の質保証点検チェックリスト		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-3-01 令和2年度前期授業アンケートの結果報告（非公表）	非公表	
	2-3-3-02 令和2年度後期授業アンケートの結果報告（非公表）	非公表	
	2-3-3-03 学生の授業アンケートにもとづく在宅授業実施に関するお願い（非公表）	非公表	
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
	・該当する第三者による検証等の報告書		
	2-3-4-01 2015年度JABEE技術者教育プログラム認定審査結果（工学部機械工学科）		
	2-3-4-02 2014年度JABEE技術者教育プログラム認定審査結果（工学部化学バイオ工学科）		
	2-3-4-03 静岡大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻認証評価結果（平成29年度）		
	2-3-4-04 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS：ISO IEC27001) 登録証		
	2-3-4-05 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS：ISO IEC27001) 付属書（非公表）	非公表	
	2-3-4-06 サービスマネジメントシステム(SMS：ISO IEC20000-1) 登録証		
2-3-4-07 サービスマネジメントシステム(SMS：ISO IEC20000-1) 付属書（非公表）	非公表		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-3-4] 工学部化学バイオ工学科は令和2年度JABEE技術者教育プログラムの認定審査を受けているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため、認定・審査の完了時期を遅らせるプログラムとなっており、審査が遅れている。 工学部機械工学科、化学バイオ工学科では、それぞれ平成27年度と平成26年度に一般社団法人日本技術者教育認定機構の技術者教育プログラムの認定審査を受けており、当該学科の教育プログラムが認定された。 教育学研究科教育実践高度化専攻では、平成29年度に一般財団法人教員養成評価機構の教職大学院認証評価を受審し、教職大学院評価基準に適合していると認定を受けた。			
[分析項目2-3-4] 本学では、令和2年度に大学改革支援・学位授与機構が実施した国立大学教育研究評価を受審した。暫定として提示された評価報告書（案）において、おおむね「順調に進んでいる」との評価を得た。これら正式な評価結果は、6月下旬に公表される予定である。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>【活動取組 2-3-A】 本学では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、令和2年度においては、緊急事態宣言下ではオンラインのみの授業を展開し、宣言解除後もオンライン授業を推進し、対面授業とのハイブリッド型の授業での教育を行った。授業期間終了後には、効果を検証するために、例年行っている授業アンケートにオンライン授業等の項目を盛り込んで実施したそのアンケート結果の分析から、学生の傾向や、オンライン学習の課題点を明らかにし、「学生の授業アンケートにもとづく在宅授業実施に関するお願い」として項目にまとめ、全教員に向けて在宅授業の改善を図るよう促した。</p>	2-3-3-01 令和2年度前期授業アンケートの結果報告（非公表）	非公表	再掲
	2-3-3-02 令和2年度後期授業アンケートの結果報告（非公表）	非公表	再掲
	2-3-3-03 学生の授業アンケートにもとづく在宅授業実施に関するお願い（非公表）	非公表	再掲
<p>【活動取組 2-3-B】 本学は2003年に大学の情報系センターとしては初の機関として情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：ISO/IEC27001）の国際認証を取得し、2012年にはサービスマネジメントシステム（SMS：ISO/IEC20000-1）の国際認証を取得しており、両国際認証とも現在まで継続している。</p>	2-3-4-04 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：ISO IEC27001）登録証		再掲
	2-3-4-05 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：ISO IEC27001）付属書（非公表）	非公表	再掲
	2-3-4-06 サービスマネジメントシステム（SMS：ISO IEC20000-1）登録証		再掲
	2-3-4-07 サービスマネジメントシステム（SMS：ISO IEC20000-1）付属書（非公表）	非公表	再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組 2-3-Bについて、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：ISO/IEC27001）国際認証およびサービスマネジメントシステム（SMS：ISO/IEC20000-1）国際認証を取得したことにより、情報セキュリティレベルおよび大学の研究と教育に関わるITサービスの高さが世界標準にあることが認証されている。また、このことにより、内部質保証に対する社会的信頼が向上している状況にある。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 静岡大学における内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-1-02 静岡大学における内部質保証に関する方針（令和3年6月16日改正）		再掲
	2-1-1-04 国立大学法人静岡大学役員会規則	第3条（4）	再掲
	1-3-3-02 静岡大学企画戦略会議規則	第3条（2） （3）	再掲
	・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-01 平成28年度役員会議事録	第28回	
	2-4-1-02 平成31年度役員会議事録	第1回	
	2-4-1-03 平成28年度企画戦略会議議事要録（非公表）	第5回 非公表	
	2-4-1-04 平成29年度企画戦略会議議事要録（非公表）	第7回、第8回、 第9回、第10回、 第11回 非公表	
2-4-1-05 平成30年度企画戦略会議議事要録（非公表）	第1回、第3回、 第4回、第5回、 第6回、第10回 非公表		
2-4-1-06 平成31年度・令和元年度企画戦略会議議事要録（非公表）	第1回、第10回 非公表		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-4-1] 本学では役員会において「学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項」を審議することとしているが、実質的な議論については、「本学における教育・研究等の将来計画の在り方に関する事項」を審議する場として設置されている企画戦略会議にて行っている。学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは本学の将来構想に密接に関係するため、内部質保証体制下でも学長がリーダーシップを発揮し、直接推進することとしている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-5-1】 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	1-3-1-03 静岡大学全学人事管理委員会規則		再掲
	1-3-1-04 静岡大学学術院規則		再掲
	1-3-1-05 静岡大学学術院領域会議規則		再掲
	2-5-1-01 静岡大学教員資格審査基準（非公表）	非公表	
	2-5-1-02 教員の採用・昇任にかかる選考審査基準（非公表）	非公表	
	2-5-1-03 静岡大学学術院人文社会科学領域教員採用者の選考についての内規（非公表）	非公表	
	2-5-1-04 静岡大学人文社会科学領域教員の昇任についての内規（非公表）	非公表	
	2-5-1-05 静岡大学学術院教育学領域教員人事内規（非公表）	非公表	
	2-5-1-06 情報学領域 教員選考内規（非公表）	非公表	
	2-5-1-07 静岡大学理学部教員選考に関する内規（非公表）	非公表	
	2-5-1-08 静岡大学学術院工学領域教授選考会議に関する内規（非公表）	非公表	
	2-5-1-09 静岡大学学術院工学領域准教授・講師・助教選考会議に関する内規（非公表）	非公表	
2-5-1-10 学術院工学領域採用・昇格基準（非公表）	非公表		
2-5-1-11 静岡大学学術院農学領域教員選考に関する細則（非公表）	非公表		
2-5-1-12 静岡大学学術院農学領域教員選考委員会内規（非公表）	非公表		
2-5-1-13 静岡大学学術院農学領域教員選考に関する実施手続（非公表）	非公表		

	・ 学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-14 令和2年度教員人事にかかる領域会議審議結果報告（人文社会科学領域）（非公表）	非公表	
	2-5-1-15 令和2年度教員人事にかかる領域会議審議結果報告（教育学領域）（非公表）	非公表	
	2-5-1-16 令和2年度教員人事にかかる領域会議審議結果報告（情報学領域）（非公表）	非公表	
	2-5-1-17 令和2年度教員人事にかかる領域会議審議結果報告（理学領域）（非公表）	非公表	
	2-5-1-18 令和2年度教員人事にかかる領域会議審議結果報告（工学領域）（非公表）	非公表	
	2-5-1-19 令和2年度教員人事にかかる領域会議審議結果報告（農学領域）（非公表）	非公表	
	2-5-1-20 令和2年度教員人事にかかる領域会議審議結果報告（融合・グローバル領域）（非公表）	非公表	
	・ 大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-14 令和2年度教員人事にかかる領域会議審議結果報告（人文社会科学領域）（非公表）	非公表	再掲
	2-5-1-15 令和2年度教員人事にかかる領域会議審議結果報告（教育学領域）（非公表）	非公表	再掲
	2-5-1-16 令和2年度教員人事にかかる領域会議審議結果報告（情報学領域）（非公表）	非公表	再掲
	2-5-1-17 令和2年度教員人事にかかる領域会議審議結果報告（理学領域）（非公表）	非公表	再掲
	2-5-1-18 令和2年度教員人事にかかる領域会議審議結果報告（工学領域）（非公表）	非公表	再掲
	2-5-1-19 令和2年度教員人事にかかる領域会議審議結果報告（農学領域）（非公表）	非公表	再掲
	2-5-1-20 令和2年度教員人事にかかる領域会議審議結果報告（融合・グローバル領域）（非公表）	非公表	再掲
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・ 教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・ 明文化された規定類		
	2-5-2-01 国立大学法人静岡大学年俸制運用細則（非公表）	非公表	
	2-5-2-02 国立大学法人静岡大学教職員人事評価実施規程（令和2年3月18日付）（非公表）	非公表	
	2-5-2-03 国立大学法人静岡大学教職員人事評価実施規程（平成31年4月25日付）（非公表）	非公表	
	・ 教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-04 年俸評価委員会議事次第（H30～R2）（非公表）	非公表	
	2-5-2-05 教員、領域の長、部局等の長及び副学長の人事評価実施要領（改正版）（令和2年4月1日一部改正）（非公表）	非公表	
	2-5-2-06 教員、領域の長、部局等の長及び副学長の人事評価実施要領（平成31年4月25日一部改正 平成31年4月1日適用）（非公表）	非公表	

<p>[分析項目 2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p>	<p>・評価結果に基づく取組（別紙様式 2-5-3）</p>		
	<p>2-5-3 評価結果に基づく取組</p>		
	<p>・反映される規定がある場合は明文化された規定類</p>		
	<p>2-5-2-01 国立大学法人静岡大学年俸制運用細則（非公表）</p>	非公表	再掲
	<p>2-5-3-01 昇給区分、勤勉手当の成績区分及び業績給査定区分の決定について（令和3年3月25日役員会決定）（非公表）</p>	非公表	
	<p>2-5-3-02 領域の長、部局等の長及び副学長の処遇（昇給・勤勉手当）の決定に係る指針（令和3年3月25日廃止）（非公表）</p>	非公表	
	<p>2-5-3-03 教員の処遇（昇給・勤勉手当）の決定に係る指針（令和3年3月25日廃止）（非公表）</p>	非公表	
	<p>・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）</p>		
	<p>2-5-2-04 年俸評価委員会議事次第（H30～R2）（非公表）</p>	非公表	再掲
<p>2-5-3-04 領域長宛高率者選考結果通知（平成30～令和2年度）（非公表）</p>	非公表		
<p>2-5-3-05 領域長宛効昇給区分決定通知（平成30～令和2年度）（非公表）</p>	非公表		
<p>[分析項目 2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること</p>	<p>・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-4）</p>		
	<p>2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧</p>		
<p>[分析項目 2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式 2-5-5）</p>		
	<p>2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p>		
	<p>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-5-01 静岡大学事務組織規程</p>		
	<p>2-5-5-02 静岡大学人文社会科学部事務分掌規程</p>		
	<p>2-5-5-03 静岡大学教育学部事務分掌規程</p>		
	<p>2-5-5-04 静岡大学理学部事務分掌規程</p>		
	<p>2-5-5-05 静岡大学農学部事務分掌規程</p>		
	<p>2-5-5-06 静岡大学機構図（国立大学法人静岡大学概要2021抜粋より作成）</p>	P. 5-6 黄色マーカー一箇所 が配置状況	
	<p>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料</p>		
<p>2-5-5-07 技術部組織図</p>	一部非公表		
<p>2-5-5-08 図書館専門職員の配置状況</p>			

	<p>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やT A等の配置状況、活用状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-5-09 令和2年度人文社会科学部TA配置状況</p>	一部非公表	
	<p>2-5-5-10 令和2年度教育学部TA配置状況</p>	一部非公表	
	<p>2-5-5-11 令和2年度情報学部TA配置状況</p>	一部非公表	
	<p>2-5-5-12 令和2年度理学部TA配置状況</p>	一部非公表	
	<p>2-5-5-13 令和2年度工学部TA配置状況</p>	一部非公表	
	<p>2-5-5-14 令和2年度農学部TA配置状況</p>	一部非公表	
<p>[分析項目2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）</p>		
	<p>2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</p>		
	<p>・T A等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-6-01 ティーチングアシスタントの心得・FAQ</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目2-5-1] 理学領域においては、「静岡大学理学部教員選考に関する内規」を準用して教員選考を実施している。</p>			
<p>[分析項目2-5-1] 教育学領域、理学領域、融合・グローバル領域においては、採用・昇格に当たって、人文社会科学領域においては、昇格に当たって、実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を、規定等で定めていない。 人文社会科学領域の採用においては、教員選考会議等で公募内容及び選考方法等を決定し、論文審査・面接審査の他、経済・経営系列は模擬授業によって選考を行い、研究能力・研究業績・適性・教育実績の判断を行っている。昇格においては面接審査は行っていないが、論文審査・書類審査により、研究業績・教育実績の判断を行っている。 教育学領域の採用においては、教員選考会議等で選考方法等を決定し、その方法により、研究上・教育上の業績の判断を行っており、面接審査も設けている。昇格においては面接審査は実施していないが、書類審査により、教育研究上の指導能力の水準の判断を行っている。 理学領域の採用においては、領域会議の下に置かれる教員選考委員会で公募内容及び選考方法等を決定し、その方法により、教育、研究、マネジメントなどの能力や実績の判断を行っている。規定しているわけではないが、判断の必要性から、書類審査、面接審査は必ず設けている。昇格においては面接審査を実施していないが、書類審査により、これまで同領域の教員として遂行してきた教育研究上の実績と指導能力の判断を行っている。 融合・グローバル領域の採用においては、領域から当該教員が主担当となっている各学内教育研究施設等に選考を付託し、各学内共同教育研究施設等に置かれた教員選考委員会において公募内容及び選考方法等を決定し、その方法により、能力や実績の判断を行なっている。規定しているわけではないが、判断にあたっては、書類審査、面接審査を必ず設けている。昇格においては、当該教員が主担当となっている各学内共同教育研究施設等の教員選考委員会で書類審査により能力と実績の判断を行っている。</p>			
<p>[分析項目2-5-2] 「2-5-2-02 国立大学法人静岡大学教職員人事評価実施規程」及び「2-5-2-05 教員、領域の長、部局等の長及び副学長の人事評価実施要領（改正版）（令和2年4月1日一部改正）」は令和2年3月～4月に改正されたが、改正規程及び要領での人事評価は現在実施している最中であり、取りまとめ作業が終了していないため、令和元年度までの実績を基に別紙様式を作成した。</p>			
<p>[分析項目2-5-3] 「2-5-3-01 昇給区分、勤勉手当の成績区分及び業績給査定区分の決定について」は、「2-5-3-02 領域の長、部局等の長及び副学長の処遇（昇給・勤勉手当）の決定に係る指針」及び「2-5-3-03 教員の処遇（昇給・勤勉手当）の決定に係る指針」を令和2年度末に廃止した代わりに策定したものであるが、新基準による教員の処遇への反映はまだ行われていないため、令和元年度までの実績を基に別紙様式を作成した。</p>			
<p>[分析項目2-5-5] 浜松キャンパスに置かれている工学部、情報学部に関する事務は、「静岡大学事務組織規程」に規定されている浜松キャンパス事務部が所掌している。</p>			

<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p>			
<p>[活動取組2-5-A] 本学では、特に研究等の分野において先駆的・先導的な役割を担っている教員に対し、「静岡大学研究フェロー」の称号を授与する制度を設けている。 「静岡大学研究フェロー」の称号は、本学の教員として在籍した期間中における科学研究費補助金等の外部資金の獲得状況、論文数、論文被引用度及び受賞等を勘案した研究実績並びに教育研究リーダーとしての実績、学生指導の状況及び学会活動等において卓越した業績を挙げ、今後とも継続的活動が見込める者の中から選考により授与しており、令和元年度からは称号を付与された者に報奨金を支給し、インセンティブのひとつとなっている。平成28年度から令和2年度では、計29名に称号を付与した。</p>	<p>2-5-A-01 静岡大学研究フェロー称号授与規程</p>		
	<p>2-5-A-02 静岡大学研究フェローに対する報奨金規程</p>		
	<p>2-5-A-03 静岡大学「研究フェロー」「若手重点研究者」第3期(2016~2018)</p>		
	<p>2-5-A-04 静岡大学「研究フェロー」「若手重点研究者」第4期(2019~2021)</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きをえていること	・ 直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_令和2事業年度財務諸表		
	・ 上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-1-02_令和2年度監査報告書		
	・ 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2）		
	3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・ 分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01 30%以上乖離の理由		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組3-1-A] 本学では平成20年度から毎年度、財務情報や本学の活動を説明する資料として「財務レポート」を発行しているが、令和2年度版は自治体等へのヒアリングをもとに地域のステークホルダーが必要な情報を盛り込んだ形でリニューアルを行った。本学の財務情報や教育研究活動の情報の充実に加え、令和2年度に本学が設置した「未来社会デザイン機構」の紹介や活動状況等をトピックスとして掲載する等、地域をはじめとするステークホルダーと対話をするうえでの一助となることを目的に情報を発信しており、本学経営協議会委員、ヒアリングを行った自治体、地域コミュニティ懇談会参加者等に配布した。	3-1-A-01 財務レポート2020		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-1-01 国立大学法人静岡大学学則	第21条	再掲
	2-1-1-04 国立大学法人静岡大学役員会規則		再掲
	3-2-1-01 国立大学法人静岡大学長選考会議規則		
	3-2-1-02 国立大学法人静岡大学経営協議会規則		
	1-3-3-01 国立大学法人静岡大学教育研究評議会規則		再掲
	1-3-3-02 静岡大学企画戦略会議規則		再掲
	2-1-1-06 静岡大学評価規則		再掲
	3-2-1-03 静岡大学運営組織（国立大学法人静岡大学概要2021抜粋）	P. 2	
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
・役職者の名簿			
1-3-1-06 静岡大学役職員（国立大学法人静岡大学2021概要抜粋）	P. 9-10	再掲	
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-6教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	2-5-5-01 静岡大学事務組織規程		再掲
	2-5-5-02 静岡大学人文社会科学部事務分掌規程		再掲
	2-5-5-03 静岡大学教育学部事務分掌規程		再掲
	2-5-5-04 静岡大学理学部事務分掌規程		再掲
	2-5-5-05 静岡大学農学部事務分掌規程		再掲
・事務組織の組織図			
	3-3-1-01 静岡大学機構図（国立大学法人静岡大学概要2021抜粋）	P. 5-6	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目3-3-1] 浜松キャンパスに置かれている工学部、情報学部に関する事務は、「静岡大学事務組織規程」に規定されている浜松キャンパス事務部が所掌している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	1-3-1-01 国立大学法人静岡大学学則	第18条	再掲
	3-5-1-01 国立大学法人静岡大学監事監査規則		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-02 令和2年度監事定期監査の実施計画について（非公表）	非公表	
	3-5-1-03 令和2年度監事業務監査実施結果の報告について（非公表）	非公表	
	3-5-1-04 令和2年度監事個別監査実施結果の報告について（非公表）	非公表	
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 国立大学法人静岡大学第17期監査計画概要説明書（非公表）	非公表	
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	3-1-1-02_令和2年度監査報告書		再掲
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	2-5-5-01 静岡大学事務組織規程	第3条	再掲
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-01 国立大学法人静岡大学内部監査規則		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-02 令和2年度内部監査(法人文書管理関係)の実施結果について（通知）（非公表）	非公表	
	3-5-3-03 令和2年度内部監査(競争的資金等(科学研究費助成事業を除く))の実施結果について（通知）（非公表）	非公表	
3-5-3-04 令和2年度内部監査(科学研究費助成事業の通常・特別監査)の実施結果について（通知）（非公表）	非公表		
	3-5-3-05 令和2年度内部監査(預り金の管理関係)の実施結果について（通知）（非公表）	非公表	
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4 01 令和2年度会計監査人との意見交換実施状況		
	3-5-4-02 令和元年度監事業務監査実施結果の報告について（非公表）	非公表	
	3-5-4-03 令和元年度監事業務監査改善要望に対する改善措置状況について（非公表）	非公表	
	3-5-4-04 国立大学静岡大学第17期監査計画概要説明書（監事宛）（非公表）	非公表	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目3-5-1] 「3-5-1-03_令和2年度監事業務監査実施結果の報告について」は令和2年度の監事業務監査に対する結果報告である。			
[分析項目3-5-4] 直近の「監事業務監査実施結果の報告について」は、「3-5-1-03_令和2年度監事業務監査実施結果の報告について（非公表）」であるが、結果報告を受けて本学の改善状況を学長から監事宛に報告した資料は、令和元年度の資料が最新であるため、本分析項目の資料としては、「3-5-4-02_令和元年度監事業務監査実施結果の報告について（非公表）」及び「3-5-4-03_令和元年度監事業務監査改善要望に対する改善措置状況について（非公表）」とする。			
[分析項目3-5-4] 例年監事は監査法人（会計監査人）から、決算報告の際に監査結果の概要報告、秋頃に次事業年度の監査計画概要説明を受け、その際に意見交換を実施している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 4-1-2 附属施設等一覧		
	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）（非公表）	非公表	
	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）静岡本館 4-1-5-02 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）浜松分館		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）静岡本館 4-1-5-02 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）浜松分館		
	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目4-1-6] 本学では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、三密となる空間を作らないよう座席の間隔を十分に確保するために、一定数座席を間引いている。そのため、図書館等では通常時の座席数より稼働する数を減らし、自主的学習環境の運用を行っている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。				
■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				
基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・ 相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）			
	4-2-1 相談・助言体制等一覧			
	・ 保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
	4-2-1-01 令和2年度 保健センターの運営体制			
	4-2-1-02 令和2年度 学生支援センター学生相談室の運営体制			
	4-2-1-03 令和2年度 学生支援センター障害学生支援室の運営体制			
	4-2-1-04 就職相談室概要（静岡大学就職支援Webサイト抜粋）			
	4-2-1-05 キャリア・カウンセラー紹介（静岡大学就職支援Webサイト抜粋）			
	・ 各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			
	4-2-1-06 静岡大学におけるハラスメントの防止等に関する規程			
	4-2-1-07 静岡大学におけるハラスメント防止等に関するガイドライン			
	4-2-1-08 「静岡大学をハラスメントのないキャンパスに」リーフレット			
	4-2-1-09 令和2年度 静岡地区ハラスメント相談員（非公表）		非公表	
	4-2-1-10 ハラスメント相談箱の設置場所			
4-2-1-11 ハラスメントに関する学外相談窓口		一部非公表		
・ 生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料				
4-2-1-12 令和2年度学生生活の手引き		P. 61, 62, 102-106		
4-2-1-13 就職相談室開催チラシ（令和2年度12月分）				
・ 生活支援制度の利用実績が確認できる資料				
4-2-1 相談・助言体制等一覧			再掲	
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・ 課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）			
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧			

	4-2-1-12 令和2年度学生生活の手引き	P.107-119	再掲
	4-2-2-01 課外活動用貸出物品一覧（静岡キャンパス）		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-3-01 保健センター静岡支援室案内（英）		
	4-2-3-02 保健センター浜松支援室案内（英）		
	4-2-3-03 静岡キャンパス留学生カウンセリング		
	4-2-3-04 浜松キャンパス留学生カウンセリング		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
	4-2-4-01 静岡大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規則		
	4-2-4-02 障害学生支援マニュアル(2020.8版)		
	4-2-4-03 修学サポート室（静岡大学障害学生支援室（修学サポート室）Webサイト抜粋）		
	4-2-4-04 修学サポート室主催 就職活動準備講座2020チラシ		
	4-2-4-05 2020年度しずっぴ〜手帳		
	4-2-4-06 インクルねっと2020年度		
	4-2-4-07 令和2年度前期科目「共生社会とピアサポート」シラバス		
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-1-12 令和2年度学生生活の手引き	P.37-39	再掲
	4-2-5-01 各種奨学金（静岡大学Webサイト抜粋）		
	4-2-5-02 日本学生支援機構奨学金（静岡大学Webサイト抜粋）		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-03 日本学生支援機構奨学金実績		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-04 静岡大学人文社会科学部・人文社会科学研究科の奨学金に関する規程		
	4-2-5-05 令和2年度静岡大学人文社会科学部人文社会科学研究科募集要項		
	4-2-5-06 令和2年度人文社会科学部・人文社会科学研究科奨学金受給決定者		

4-2-5-07 令和2年度 静岡大学国際交流基金事業実施要項 未来創成基金奨学金事業実施要項 (通常時)		
4-2-5-08 静岡大学グローバル人材育成アジアブリッジプログラム特定基金に関する要項		
4-2-5-09 アジアブリッジプログラム奨学金に関する内規 (非公表)	非公表	
4-2-5-10 令和2年度静岡大学未来創成基金による留学 (派遣・受入) 学生 (中華民国 (台湾)) への奨学金の支給について		
4-2-5-11 令和2年度 留学生関係における支援実績	①、②、③	
・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
4-2-1-12 令和2年度学生生活の手引き	P. 34-36	再掲
4-2-5-12 静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則		
4-2-5-13 授業料等の免除 (静岡大学Webサイト抜粋)		
4-2-5-14 静岡大学令和2年度授業料等免除申請のしおり (令和元年度以前に入学した学部学生)		
4-2-5-15 静岡大学令和2年度授業料等免除申請のしおり (大学院生用)		
4-2-5-16 静岡大学令和2年度授業料等免除申請のしおり (私費外国人留学生用)		
・ 学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況 (料金体系を含む。) が確認できる資料		
4-2-1-12 令和2年度学生生活の手引き	P. 45	再掲
4-2-5-18 学生寮紹介 (静岡大学Webサイト抜粋)		
4-2-5-19 令和2年度静岡大学学生寮の利用状況		
4-2-5-20 静岡大学留学生寮 施設概要 (静岡キャンパス)		
4-2-5-21 静岡大学留学生寮 施設概要 (浜松キャンパス)		
4-2-5-22 令和2年度国際交流会館利用実績		
・ 上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
4-2-5-23 静岡大学未来創成基金による学生支援貸付金事業実施要項		
4-2-5-24 静岡大学未来創成基金による学生支援貸付金事業実績		
4-2-5-25 静岡大学「学内ワークスタディ」実施要項		
4-2-5-26 静岡大学「学内ワークスタディ」実施細則		
4-2-5-27 令和2年度学内ワークスタディ実績		
4-2-5-28 令和2年度 静岡大学国際交流基金事業 (COVID-19 に伴う支援) 実施要項		
4-2-5-29 COVID-19に伴う水際対策に対する再入国・新規渡日留学生への支援実施要項		
4-2-5-11 令和2年度 留学生関係における支援実績	④、⑤	再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
<p>[活動取組4-2-A] 本学では、令和2年度に「静岡大学未来創成基金による学生支援貸付金事業」を創設し、学生が安心して生活を送れるような支援を展開している。この制度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイトによる収入が十分見込めないなど、経済的に困窮する学部学生及び大学院生を対象として、無利子の貸付金（一律10万円）を一時的に貸し付ける事業であり、令和2年度には13名の学生が当制度を利用した。</p>	4-2-5-23 静岡大学未来創成基金による学生支援貸付金事業実施要項		再掲
	4-2-5-24 静岡大学未来創成基金による学生支援貸付金事業実績		再掲
	<p>[活動取組4-2-B] 令和2年度には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている留学生及び海外留学から帰国する学生に対しての支援事業を推進した。国際交流基金事業及び大学の予備費から、新規渡日又は再入国した留学生及び派遣留学から帰国した日本人学生に対し、水際対策により求められている待機場所での滞在中の宿泊費の一部補助を行った。</p>		
	4-2-5-28 令和2年度 静岡大学国際交流基金事業（COVID-19に伴う支援）実施要項		再掲
	4-2-5-29 COVID-19に伴う水際対策に対する再入国・新規渡日留学生への支援実施要項		再掲
	4-2-5-11 令和2年度 留学生関係における支援実績	④、⑤	再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 静岡大学の3つの方針(ポリシー)／学部 (静岡大学Webサイト抜粋)		
	5-1-1-02 3つの方針(ポリシー)／人文社会科学部 (静岡大学Webサイト抜粋)		
	5-1-1-03 3つの方針(ポリシー)／教育学部 (静岡大学Webサイト抜粋)		
	5-1-1-04 3つの方針(ポリシー)／情報学部 (静岡大学Webサイト抜粋)		
	5-1-1-05 3つの方針(ポリシー)／理学部 (静岡大学Webサイト抜粋)		
	5-1-1-06 3つの方針(ポリシー)／工学部 (静岡大学Webサイト抜粋)		
	5-1-1-07 3つの方針(ポリシー)／農学部 (静岡大学Webサイト抜粋)		
	5-1-1-08 3つの方針(ポリシー)／地域創造学環 (静岡大学Webサイト抜粋)		
	5-1-1-09 静岡大学の3つの方針(ポリシー)／大学院 (静岡大学Webサイト抜粋)		
	5-1-1-10 3つの方針(ポリシー)／人文社会科学部研究科 (静岡大学Webサイト抜粋)		
	5-1-1-11 3つの方針(ポリシー)／教育学研究科 (静岡大学Webサイト抜粋)		
	5-1-1-12 3つの方針(ポリシー)／総合科学技術研究科 (静岡大学Webサイト抜粋)		
	5-1-1-13 3つの方針(ポリシー)／光医工学研究科 (静岡大学Webサイト抜粋)		
	5-1-1-14 3つの方針(ポリシー)／創造科学技術大学院 (自然科学系教育部) (静岡大学Webサイト抜粋)		
	5-1-1-15 令和3年度一般選抜学生募集要項		
	5-1-1-16 令和3年度学校推薦型選抜学生募集要項		
	5-1-1-17 令和3年度社会人選抜学生募集要項		
	5-1-1-18 令和3年度総合型選抜学生募集要項		
	5-1-1-19 令和3年度外国人留学生選抜学生募集要項		
	5-1-1-20 令和3年度静岡大学大学院人文社会科学部研究科修士課程学生募集要項		
	5-1-1-21 令和3年度静岡大学大学院人文社会科学部研究科修士課程学生募集要項 (臨床人間科学専攻推薦入試)		
	5-1-1-22 令和3年度静岡大学大学院人文社会科学部研究科修士課程学生募集要項 (経済専攻外国人留学生入試)		
	5-1-1-23 令和3年度静岡大学大学院人文社会科学部研究科修士課程学生募集要項 (外国人留学生推薦入試)		
5-1-1-24 令和3年度静岡大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻 (教職大学院) 学生募集要項			

5-1-1-25 令和3年度静岡大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻（教職大学院）学生募集要項 第2次募集		
5-1-1-26 令和3年度静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻学生募集要項		
5-1-1-27 令和3年度静岡大学大学院総合科学技術研究科情報学専攻学生募集要項（一般入試）		
5-1-1-28 令和3年度静岡大学大学院総合科学技術研究科情報学専攻学生募集要項（推薦入試）		
5-1-1-29 令和3年度静岡大学大学院総合科学技術研究科理学専攻学生募集要項		
5-1-1-30 令和3年度静岡大学大学院総合科学技術研究科理学専攻学生募集要項 第2次募集		
5-1-1-31 令和3年度静岡大学大学院総合科学技術研究科工学専攻学生募集要項		
5-1-1-32 令和3年度静岡大学大学院総合科学技術研究科工学専攻学生募集要項 第2次募集		
5-1-1-33 令和3年度静岡大学大学院総合科学技術研究科工学専攻学生募集要項（事業開発マネジメントコース）		
5-1-1-34 令和3年度静岡大学大学院総合科学技術研究科工学専攻学生募集要項（事業開発マネジメントコース） 第2次募集		
5-1-1-35 令和3年度静岡大学大学院総合科学技術研究科農学専攻学生募集要項		
5-1-1-36 令和3年度静岡大学大学院総合科学技術研究科農学専攻学生募集要項 12月募集		
5-1-1-37 令和3年度静岡大学大学院創造科学技術大学院自然科学系教育部学生募集要項		
5-1-1-38 令和3年度静岡大学大学院光医工学研究科学生募集要項		
5-1-1-39 令和3年度人文社会科学部3年次編入・転入学学生募集要項		
5-1-1-40 令和3年度人文社会科学部（夜間主コース）3年次編入・転入学学生募集要項		
5-1-1-41 令和3年度情報学部3年次編入学学生募集要項		
5-1-1-42 令和3年度工学部3年次編入・転入学学生募集要項		
5-1-1-43 令和3年度農学部3年次編入学学生募集要項		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たさない			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
<p> 大学の学生受入方針において、「求める学生像」は明示しているが、「入学者選抜の基本方針」は学生募集要項のみに掲載している。「求める学生像」と「入学者選抜の基本方針」の対応関係を踏まえたうえで、「求める学生像」と「入学者選抜の基本方針」の双方を明示した学生受入方針を現在策定中であり、令和5年度入学者選抜（令和4年度実施）から適用する予定である。 </p>			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）			
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧			
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）			
	5-2-1-01 面接試験に関する留意事項（非公表）	非公表		
	5-2-1-02 面接試験（令和3年度）（非公表）	非公表		
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料			
	5-2-1-03 静岡大学全学入試委員会規則（非公表）	非公表		
	5-2-1-04 静岡大学入試実施本部及び試験場本部に関する内規（非公表）	非公表		
	5-2-1-05 全学入試委員会申し合わせ事項（非公表）	非公表		
	5-2-1-06 静岡大学大学院教務・入試委員会規則（非公表）	非公表		
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等			
	5-2-1-07 【人文社会科学部】令和3年度入学者選抜個別学力検査実施要項（前期日程、後期日程）（非公表）	非公表		
	5-2-1-08 【人文社会科学部】令和3年度夜間主コース社会人入試・第3年次編入学 入学試験実施要領（11月実施分）（非公表）	非公表		
	5-2-1-09 【人文社会科学部】令和3年度総合型選抜 実施要領（非公表）	非公表		
	5-2-1-10 【人文社会科学部】令和3年度 推薦型選抜（推薦Ⅱ）実施要領（非公表）	非公表		
	5-2-1-11 【人文社会科学部】令和3年度 私費外国人留学生選抜実施要領（非公表）	非公表		
	5-2-1-12 【人文社会科学部】令和3年度 社会人入試（第2期）、経済学科3年次編入学、法学科3年次編入学2次募集実施要領（非公表）	非公表		
	5-2-1-13 【人文社会科学部】令和3年度大学院人文社会科学部研究科 入学試験 実施要項（非公表）	非公表		
	5-2-1-14 【人文社会科学部】（臨床人間科学専攻）令和3年度大学院人文社会科学部研究科 学内推薦入試 実施要項（非公表）	非公表		
	5-2-1-15 【人文社会科学部】令和3年度大学院人文社会科学部研究科 後期入試・外国人留学生10月入学 実施要項（非公表）	非公表		
	5-2-1-16 【人文社会科学部】（比較地域文化専攻）令和3年度大学院人文社会科学部研究科 後期入試 実施要項（非公表）	非公表		
5-2-1-17 【人文社会科学部】令和3年度大学院人文社会科学部研究科 入学試験 実施要項（東華大学推薦）比較地域文化専攻・経済専攻（非公表）	非公表			
5-2-1-18 【教育学部】令和3年度入学 教育学部個別学力検査 実施要領 前期日程（非公表）	非公表			
5-2-1-19 【教育学部】令和3年度入学 教育学部個別学力検査 実施要領 後期日程（非公表）	非公表			
5-2-1-20 【教育学部】令和3年度教育学部 学校推薦型選抜Ⅰ 実施要領（全体）（非公表）	非公表			
5-2-1-21 【教育学部】令和3年度入学教育学部学校推薦型選抜（大学入学共通テストを課す）実施要領（非公表）	非公表			

5-2-1-22	【教育学研究科】令和3年度 静岡大学大学院教育学研究科入学試験【実施要項】（非公表）	非公表	
5-2-1-23	【教育学研究科】令和3年度 愛知教育大学大学院・静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻入学試験 監督者等の手引き（非公表）	非公表	
5-2-1-24	【理学部】令和3年度理学部学校推薦型選抜 実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-25	【理学部】令和3年度理学部総合型選抜 実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-26	【理学部】令和3年度理学部一般選抜実施要領前期日程（私費外国人留学生選抜を含む）（非公表）	非公表	
5-2-1-27	【理学部】令和3年度理学部一般選抜実施要領後期日程（非公表）	非公表	
5-2-1-28	【理学部】2021年度理学部外国人留学生特別入試アジアブリッジプログラム入試実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-29	【総合科学技術研究科・理学専攻】2021年度 大学院総合科学技術研究科修士課程理学専攻《自己推薦型入試》入学試験 実施要項（非公表）	非公表	
5-2-1-30	【総合科学技術研究科・理学専攻】2021年度 大学院総合科学技術研究科修士課程理学専攻一般入試・外国人留学生入試 『実施要項』（非公表）	非公表	
5-2-1-31	【総合科学技術研究科・理学専攻】2021年度総合科学技術研究科 理学専攻第2次募集入学試験実施要項飛び級入試私費外国人留学生入試（非公表）	非公表	
5-2-1-32	【総合科学技術研究科・理学専攻】2021年度総合科学技術研究科修士課程理学専攻英語コース入学試験実施要項（非公表）	非公表	
5-2-1-33	【情報学部】令和3年度静岡大学情報学部一般選抜（前期日程）私費外国人留学生選抜 従事者の手引き（非公表）	非公表	
5-2-1-34	【情報学部】令和3年度 一般選抜 前期日程 実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-35	【情報学部】令和3年度静岡大学情報学部一般選抜（後期日程）従事者の手引き（非公表）	非公表	
5-2-1-36	【情報学部】令和3年度 一般選抜 後期日程 実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-37	【情報学部】令和3年度情報科学科総合型選抜第一次選抜実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-38	【情報学部】令和3年度情報科学科総合型選抜入試第二次選抜実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-39	【情報学部】令和3年度私費外国人留学生選抜実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-40	【情報学部】令和3年度情報科学科学校推薦型選抜実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-41	【総合科学技術研究科・情報学専攻】令和2年度、令和3年度総合科学技術研究科情報学専攻修士課程入学試験実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-42	【総合科学技術研究科・情報学専攻】令和3年度総合科学技術研究科修士課程情報学専攻入学試験リカレント教育入試（社会人特別選抜）実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-43	【総合科学技術研究科・情報学専攻】令和3年度総合科学技術研究科情報学専攻修士課程入学試験実施要領 推薦入試（令和3年4月入学）（非公表）	非公表	
5-2-1-44	【工学部】令和3年度工学部個別学力検査（一般選抜）後期日程 従事者の手引き（非公表）	非公表	
5-2-1-45	【工学部】令和3年度個別学力検査入試監督の手引 後期日程（非公表）	非公表	
5-2-1-46	【工学部】令和3年度工学部個別学力検査（一般選抜）前期日程 従事者の手引き（非公表）	非公表	
5-2-1-47	【工学部】令和3年度個別学力検査入試監督の手引 前期日程（非公表）	非公表	
5-2-1-48	【工学部】2021年度ABP 学士入試の実施方法について（非公表）	非公表	

5-2-1-49	【工学部】令和3年度 工学部編入学・転入学試験実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-50	【工学部】令和3年度大学入学共通テストを課す学校推薦型選抜実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-51	【工学部】令和3年度 工学部総合型選抜実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-52	【総合科学技術研究科・工学専攻】2020年秋季入学ABP修士（工学専攻）（非公表）	非公表	
5-2-1-53	【総合科学技術研究科・工学専攻】自己推薦型入試実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-54	【総合科学技術研究科・工学専攻】外国人留学生入試実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-55	【総合科学技術研究科・工学専攻】令和3年度 大学院総合科学技術研究科修士課程工学専攻入試実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-56	【農学部】令和3年度 静岡大学農学部個別学力検査実施要領（前期日程）	非公表	
5-2-1-57	【農学部】令和3年度 静岡大学農学部個別学力検査実施要領（後期日程）（非公表）	非公表	
5-2-1-58	【農学部】令和3年度農学部総合型選抜 実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-59	【農学部】令和3年度 農学部3年次編入学試験 実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-60	【農学部】2021年度農学部外国人留学生特別入試アジアブリッジプログラム実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-61	【農学部】令和3年度 農学部学校推薦型選抜実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-62	【総合科学技術研究科農学専攻】令和3年度 静岡大学大学院総合科学技術研究科農学専攻入学試験一般入試実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-63	【総合科学技術研究科農学専攻】令和3年度 静岡大学大学院総合科学技術研究科農学専攻入学試験自己推薦型入試実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-64	【総合科学技術研究科農学専攻】令和3年度 静岡大学大学院総合科学技術研究科農学専攻入学試験12月入試実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-65	【総合科学技術研究科農学専攻】令和3年度 静岡大学大学院総合科学技術研究科農学専攻10月入学外国人留学生英語コース特別入試（非公表）	非公表	
5-2-1-66	【地域創造学環】2021（令和3）年度入学地域創造学環 個別学力検査前期日程 実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-67	【地域創造学環】令和3年度入学試験（令和2年度実施）地域創造学環アト系・実施要領（前期日程）（非公表）	非公表	
5-2-1-68	【地域創造学環】令和3年度 地域創造学環前期試験（C選抜）実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-69	【地域創造学環】2021（令和3）年度入学地域創造学環後期日程試験実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-70	【地域創造学環】令和3年度入学 地域創造学環 学校推薦型選抜（推薦I） 実施要領（全体）（非公表）	非公表	
5-2-1-71	【地域創造学環】2021 地域創造学環 推薦I（選抜A） 面接誘導要領（非公表）	非公表	
5-2-1-72	【地域創造学環】2021年度『学校推薦型選抜（推薦I）面接試験実施要領』（非公表）	非公表	
5-2-1-73	【地域創造学環】（選抜区分C）推薦実施要領（非公表）	非公表	
5-2-1-74	【自然科学系教育部】静岡大学大学院自然科学系教育部（後期3年博士課程）入学者選抜試験実施要項（非公表）	非公表	
5-2-1-75	【光医工学研究科】令和3年度静岡大学・浜松医科大学光医工学共同専攻入学試験実施に関する申合せ（非公表）	非公表	

	5-2-1-76 【アジアブリッジプログラム】2021年度静岡大学外国人留学生特別入試アジアブリッジプログラム（学士課程）実施要項（非公表）	非公表	
	・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの	非公表	
	5-2-1-77 令和5年度入試 募集方法及び受験教科・科目等 令和4年度からの変更点（非公表）	非公表	
[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	5-2-2-01 静岡大学全学入試センター規則（非公表）	非公表	
	5-2-2-02 静岡大学全学入試センター入試企画広報部門要項（非公表）	非公表	
	5-2-2-03 入学者選抜方法研究会要項（非公表）	非公表	
	5-2-2-04 入学者選抜方法研究会報告書（令和3年2月）（非公表）	非公表	
	5-2-2-05 入学者選抜方法研究会報告書（令和2年2月）（非公表）	非公表	
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-1-77 令和5年度入試 募集方法及び受験教科・科目等 令和4年度からの変更点（非公表）	非公表	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目5-2-1] 本学では、学部の面接試験に関する留意事項を定めており、大学院においてもそれを踏まえた面接試験を実施しているため、評価の公正性を担保していると考えているが、今後は、課程等に特有な事情等を加味した大学院の面接試験用の面接要領等を整備したいと考えている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること</p>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと</p>	<p>・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2</p>		
	<p>認証評価共通基礎データ様式</p>		
	<p>・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

領域6 基準の判断 総括表

国立大学法人 静岡大学

組織番号	教育研究上の基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	人文社会科学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
02	教育学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
03	情報学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
04	理学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
05	工学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
06	農学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
07	人文社会科学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
08	教育学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
09	総合科学技術研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
10	光医工学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
11	自然科学系教育部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
12	地域創造学環	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし				
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし				
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)			
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし				
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし				
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)			
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)			
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし				
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし				
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)			
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし				
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし				
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)			
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし				
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし				
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)			
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし				
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし				
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)			
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	5-1-1-11 3つの方針(ポリシー)／教育学研究科(静岡大学Webサイト抜粋)		再掲
	6-1-1-01 (08)平成28年度第12回教育研究評議会議事録(共同教科開発学専攻)		
	6-1-1-02 (08)平成28年度第12回教育研究評議会資料抜粋(共同教科開発学専攻)(非公表)	非公表	
	6-1-1-03 (08)令和元年度第10回教育研究評議会議事録(教育実践高度化専攻)		
	6-1-1-04 (08)令和元年度第10回教育研究評議会資料抜粋(教育実践高度化専攻)(非公表)	非公表	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	5-1-1-11 3つの方針(ポリシー)／教育学研究科(静岡大学Webサイト抜粋)		再掲
	6-1-1-01 (08)平成28年度第12回教育研究評議会議事録(共同教科開発学専攻)		再掲
	6-1-1-02 (08)平成28年度第12回教育研究評議会資料抜粋(共同教科開発学専攻)(非公表)	非公表	再掲
	6-1-1-03 (08)令和元年度第10回教育研究評議会議事録(教育実践高度化専攻)		再掲
	6-1-1-04 (08)令和元年度第10回教育研究評議会資料抜粋(教育実践高度化専攻)(非公表)	非公表	再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	5-1-1-11 3つの方針(ポリシー)／教育学研究科(静岡大学Webサイト抜粋)		再掲
	6-1-1-01 (08)平成28年度第12回教育研究評議会議事録(共同教科開発学専攻)		再掲
	6-1-1-02 (08)平成28年度第12回教育研究評議会資料抜粋(共同教科開発学専攻)(非公表)	非公表	再掲
	6-1-1-03 (08)令和元年度第10回教育研究評議会議事録(教育実践高度化専攻)		再掲
	6-1-1-04 (08)令和元年度第10回教育研究評議会資料抜粋(教育実践高度化専攻)(非公表)	非公表	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-2-1] 「③学習成果の評価の方針」については、便覧およびシラバスにて成績評価の方法と基準を明示し、学生に公表している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (08)カリキュラム・マップ（共同教科開発学専攻）		
	6-3-1-02 (08)カリキュラム・マップ（教育実践高度化専攻）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01 (08)カリキュラム・マップ（共同教科開発学専攻）		再掲
	6-3-1-02 (08)カリキュラム・マップ（教育実践高度化専攻）		再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-03 (08)教育学研究科（博士課程）学生便覧2021年度	P. 8-9	
	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2021年度シラバス集約ファイル		
	6-3-2-02 (08)シラバス（共同教科開発学専攻）		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-03 (08)静岡大学教育学部・教育学研究科自己評価書（平成31年3月）		
	・明文化された規定類		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	6-3-3-01 (08)静岡大学大学院教育学研究科規則	第17条～第18条	
	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	1-3-1-02 静岡大学大学院規則	第9条第1項	再掲
	6-3-3-01 (08)静岡大学大学院教育学研究科規則	第6条と第10条	再掲
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01 (08)静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻（後期3年博士課程）における論文博士の学位授与に関する実施要項		
	6-3-4-02 (08)研究指導・学位論文提出等に関するスケジュール		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	1-1-1-05 愛知教育大学大学院教育学研究科・静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻に関する協定書		再掲

	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-03 (08) 静岡大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規則		
	6-3-4-04 (08) R2 教育学研究科学生のeAPRIN受講実績		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-05 (08) ティーチング・アシスタントの採用に関する申合せ		
	6-3-4-06 (08) ティーチング・アシスタント候補者(推薦者)名簿		
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)			
	6-4-1-01 (08)令和3年度行事予定表			
	6-4-1-02 (08)授業予定 6-4-1-03 (08)授業カレンダー			
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)			
	6-4-1-01 (08)令和3年度行事予定表		再掲	
	6-4-2-01 (08)学年歴			
	6-4-1-02 (08)授業予定		再掲	
	6-4-1-03 (08)授業カレンダー		再掲	
	・シラバス 6-3-2-01 (00)2021年度シラバス集約ファイル 6-3-2-02 (08)シラバス(共同教科開発学専攻)			再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)			
	6-3-2-01 (00)2021年度シラバス集約ファイル		再掲	
	6-3-2-02 (08)シラバス(共同教科開発学専攻)		再掲	
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)			
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目			
	・シラバス 6-3-2-01 (00)2021年度シラバス集約ファイル 6-3-2-02 (08)シラバス(共同教科開発学専攻)			再掲 再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定			
	6-3-3-01 (08)静岡大学大学院教育学研究科規則	第12条第3項	再掲	
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則			
	6-3-3-01 (08)静岡大学大学院教育学研究科規則	第7条	再掲	
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料			

<p>[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p>	<p>・連携協力校との連携状況が確認できる資料</p> <p>6-4-8-01 (08)連携協力校リスト</p> <p>6-4-8-02 (08)連携協力校連絡協議会設置要項</p>		
<p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>・実施している配慮が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p> <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (08) 静岡大学教育学部・教育学研究科令和3年度学生便覧2021	P. 83-84	
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	6-3-1-03 (08) 教育学研究科(博士課程) 学生便覧2021年度	P. 16-17	再掲
	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-1-01 (08) 静岡大学教育学部・教育学研究科令和3年度学生便覧2021	P. 83-84	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	6-3-1-03 (08) 教育学研究科(博士課程) 学生便覧2021年度	P. 16-17	再掲
	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (08) 成績評価分布表		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-3-01 (08) 静岡大学大学院教育学研究科規則	第19条	再掲
	6-6-3-02 (08) 静岡大学成績評価基準		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	6-6-1-01 (08) 静岡大学教育学部・教育学研究科令和3年度学生便覧2021	P. 83-84	再掲
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-1-01 (08) 静岡大学教育学部・教育学研究科令和3年度学生便覧2021	P. 83-84	再掲
・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ			
・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類			
6-6-4-02 (00) 国立大学法人静岡大学法人文書管理規則			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-6-3] 共同教科開発学専攻の講義では、定員の関係から受講者数が少なく、成績評価の分布にも偏りができ検証材料とにくいことから分布表の作成を行っていない。 教育実践高度化専攻では、成績評価の分布等のデータを毎年のように関係委員会で確認するなどの措置は講じていない。今後、教職大学院教務委員会において成績評価分布等のデータを確認することを検討する予定である。			
[分析項目6-6-3] 本研究科では、教育学研究科規則第19条において、GPAの目的を定めている。GPAの算出方法は、本研究科内では定めていないが、全学的な成績評価基準を準用して運用しており、学生には学生便覧で周知している。			
[分析項目6-6-3] 成績評価や単位認定が厳格に行われているかを委員会等で確認する制度は設けていない。今後、教務委員会を中心にこのことを確認する方策について検討する予定である。なお本学では、「成績評価に関する疑義に対する手続き」が定められており、HP上でも周知しているが、そのような申し立ては、報告されていないことから、厳格な成績評価ができているものと理解している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (08)静岡大学大学院教育学研究科規則	第8条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (08)静岡大学大学院教育学研究科規則 1-3-2-15 静岡大学大学院教育学研究科教授会規則	第8条、第9条、第21条、第22条 第3条	再掲 再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (08)静岡大学学位規程	第6条～第19条	
	6-3-3-01 (08)静岡大学大学院教育学研究科規則	第21条、第22条	再掲
	6-3-4-01 (08)静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻(後期3年博士課程)における論文博士の学位授与に関する実施要項		再掲
	6-7-2-02 (08)愛知教育大学大学院・静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の学位論文審査基準について		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-7-2-01 (08)静岡大学学位規程	第6条～第19条	再掲
	6-3-3-01 (08)静岡大学大学院教育学研究科規則	第21条、第22条	再掲
	6-3-4-01 (08)静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻(後期3年博士課程)における論文博士の学位授与に関する実施要項		再掲
	6-7-2-02 (08)愛知教育大学大学院・静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の学位論文審査基準について		再掲
6-7-2-03 (08)令和2年度教育学研究科教授会教授会資料(非公表)	非公表		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-6-1-01 (08)静岡大学教育学部・教育学研究科令和3年度学生便覧2021	P.213	再掲
	6-3-1-03 (08)教育学研究科(博士課程)学生便覧2021年度	P.5	再掲
	6-7-3-01 (08)静岡大学Webサイト抜粋(学位論文評価基準)		

[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-2-03 (08)令和2年度教育学研究科教授会教授会資料（非公表）	非公表	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-01 (08)静岡大学学位規程	第6条～第19条	再掲
	6-3-3-01 (08)静岡大学大学院教育学研究科規則	第21条、第22条	再掲
	6-3-4-01 (08)静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻（後期3年博士課程）における論文博士の学位授与に関する実施要項		再掲
	6-7-2-02 (08)愛知教育大学大学院・静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の学位論文審査基準について		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
6-3-4-01 (08)静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻（後期3年博士課程）における論文博士の学位授与に関する実施要項		再掲	
〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文			
6-7-4-01 (08)令和2年度修了生学位論文			
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-7-4] 審査及び試験に合格した学生の学位論文は、修了生を代表して1名の学位論文を添付した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-01 (08)教科開発学論集		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	6-8-2 (08)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（共同教科開発学専攻のみ）（非公表）	非公表	
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0256/0256-GS01-02-01.html		
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0256/0256-4S01-02-01.html		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01 (08)修了生への調査結果集計		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (08)修了生への調査結果集計		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (08)修了生の就職先上司への調査結果集計		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし				
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし				
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-A] 【情報学専攻】総合科学技術研究科の学位授与の方針と情報学専攻の教育課程が体系的に合致していることを情報学専攻カリキュラム・マップを作成し共有を図った。本カリキュラム・マップの公開に関して検討に入った。	6-3-A-01 (09)情報学専攻カリキュラムマップ (非公表)	非公表	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)			
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし				
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし				
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)			
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし				
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし				
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
特になし			
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (12)静岡大学学位授与の方針(ディプロマポリシー)		
	6-1-1-02 (12)地域創造学環学位授与の方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (12)静岡大学教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)		
	6-2-1-02 (12)地域創造学環教育課程編成・実施の方針		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (12)静岡大学学位授与の方針(ディプロマポリシー)		再掲
	6-2-1-01 (12)静岡大学教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)		再掲
	6-1-1-02 (12)地域創造学環学位授与の方針		再掲
	6-2-1-02 (12)地域創造学環教育課程編成・実施の方針		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (12) 地域創造学環学生便覧	P.13-15	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02 (12) 静岡大学地域創造学環規則	別表第I、第II	
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00) 2021年度シラバス集約ファイル		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (12) 自己評価報告書（地域創造教育センター）	P.17-30	
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	6-3-2-03 (12) 外部評価報告書（地域創造教育センター）	P.6-7	
	・明文化された規定類		
	1-3-1-01 国立大学法人静岡大学学則	第34条～第36条	再掲
	6-3-3-01 (12) 他の大学等において修得した単位の認定に関する規程		
	6-3-3-02 (12) 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	6-3-3-03 (12) 入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程		
	6-3-1-02 (12) 静岡大学地域創造学環規則	第20条	再掲
	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
・研究倫理に関する指導が確認できる資料			
・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料			

<p>【分析項目6-3-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-3-A】 本学地域創造学環では、地域・行政・関係市町団体の協力のもと、カリキュラムの柱としてフィールドワークを実施しており、2019年度は、14箇所、16のテーマで活動した。本フィールドワークは、単年度完結ではなく、数年間にわたり地域及び関係者と連携しながら課題解決に取り組んでいる。</p>	<p>6-3-A-01 (12)2019年度静岡大学地域創造学環フィールドワーク報告書</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (12)令和3年度行事予定表		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (12)令和3年度行事予定表 ・シラバス 6-3-2-01 (00)2021年度シラバス集約ファイル		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (00)2021年度シラバス集約ファイル		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (00)2021年度シラバス集約ファイル		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・ 添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・ 電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・ 教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (12)地域創造インターンシップ 実施要領 (非公表)	非公表	
	6-5-3-02 (12)2020職場体験 グループ別受入部署と適したテーマ集計 (非公表)	非公表	
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-01 (12)情報提供書 (一部抜粋) (非公表)	非公表	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6-5-3] 「6-5-3-01_(12)地域創造インターンシップ_実施要領」及び「6-5-3-02_(12)2020職場体験_グループ別受入部署と適したテーマ集計」は年度当初に決定した内容。実際は、コロナ禍により内容を随時変更して実施。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-1-1-02 (12) 地域創造学環学位授与の方針		再掲
	6-2-1-02 (12) 地域創造学環教育課程編成・実施の方針		再掲
	6-6-1-01 (12) 静岡大学アセスメントポリシー (学部)		
	6-6-1-02 (12) 地域創造学環 教育の質保証ガイドライン		
	6-6-1-03 (12) 静岡大学単位認定等に関する規程		
	6-6-1-04 (12) 教養科目の成績評価に関わる指針 (非公表)	非公表	
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-1-03 (12) 静岡大学単位認定等に関する規程		再掲
	6-3-1-01 (12) 地域創造学環学生便覧	P. 9	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-3-2-02 (12) 自己評価報告書 (地域創造教育センター)	P. 31	再掲
	6-6-3-01 (12) 第2回学環内部質保証委員会資料 (資料3 抜粋 成績評価分布) (非公表)	非公表	
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (12) 第2回学環内部質保証委員会資料 (鑑) (非公表)	非公表	
	6-6-3-01 (12) 第2回学環内部質保証委員会資料 (資料3 抜粋 成績評価分布) (非公表)	非公表	再掲
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	6-3-1-01 (12) 地域創造学環学生便覧	P. 10	再掲
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (12) 教養科目の成績評価に関する学生からの疑義に対する教務上の対応手順 (非公表)	非公表	
	6-3-1-01 (12) 地域創造学環学生便覧	P. 11	再掲
・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ			
・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類			
6-6-4-02 (00) 国立大学法人静岡大学法人文書管理規則			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	1-3-1-01 国立大学法人静岡大学学則	第38条	再掲	
	6-3-1-02 (12)静岡大学地域創造学環規則	第18条、別表第Ⅱ	再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料			
	1-3-2-01 静岡大学教授会通則	第3条	再掲	
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準			
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
	6-3-1-01 (12)地域創造学環学生便覧	P.19-24	再掲	
	6-7-3-01 (12)地域創造演習IVb評価ルーブリック			
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料			
	6-7-4-01 (12)令和2年度第12回運営会議議事要録抜粋（非公表）	非公表		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文			
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）	完成年度2019年度	
	・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況	完成年度2019年度	
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (12) 学びの履歴書（非公表）	非公表	
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-8-3] 「6-8-3-01_(12)学びの履歴書」は、静岡大学地域創造学環における学生の学びの経歴を大学保有のデータや学生からの申告によりまとめたものであり、学生の成長や学び・評価が確認できる資料（いわゆるディプロマ・サプリメント）である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			